



市では、納税通知書の封筒に掲載する有料広告を募集します。
 □広告媒体 市民税・県民税(普通徴収)、軽自動車税、固定資産税・都市計画税(共有者用を含む)の納税通知書用封筒(合計約235・8593)または資産税課(合計約235・8596)へ。

納税通知書封筒の有料広告を募集

申問 10月1日(金)必着
 で、申込用紙(市ホームページからダウンロード可)に広告見本・必要書類添付し、直接市民税課(☎235・8593)または資産税課(☎235・8596)へ。

市では、納税通知書の封筒に掲載する有料広告を募集します。
 基本要綱および市有料広告掲載基準に基づき、広告内容や表現方法などを総合的に判断して決定。結果は応募者全員に通知します。

▽その他 広告デザインの作成および広告制作費は申込者が負担。

市では、国際的な環境規格ISO14001(環境システム)に取り組んでいます。この取り組みの一つとして、市立保育園が環境保全をテーマに作成した教材を、市内外の団体に貸し出します(事前予約制)。

▽貸し出し教材 大型絵

環境ISO 環境啓発教材を貸し出します



本・紙芝居・かるた
 □対象 市内・外の団体
 □貸し出し期間 毎月20日～月末の10日間程度
 □費用 無料

※貸し出しができない日もあります。詳しくはお問い合わせください。

申問 教材の貸し出しは、事前に電話または直接子育て支援課(☎235・4824)へ。

市では、生活排水による公共水域の水質汚濁および生活環境の悪化を防止するため、家庭用の合併処理浄化槽を設置する方に補助金を交付します。

▽対象 市街化調整区域内のうち、相当期間下水道整備が見込まれない区域内で、次の①～④すべてを満たし、設置工事着工前に申

合併処理浄化槽設置に補助金を交付

請した方
 ①住宅(建築物の用途別による屎尿処理槽の処理対象人員算定基準の表に掲げたる住宅で、かつ、建築物の一部を住宅以外の建築用途に使用していないもの)に合併処理浄化槽を設置する
 ②浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出書の受

合併処理浄化槽設置 補助限度額			
人槽区分	5人槽	6・7人槽	8～10人槽
新規設置(*1)	16万6000円	20万7000円	27万4000円
転換設置(*2)	33万2000円	41万4000円	54万8000円

※建物の面積などによって、補助限度額の人槽区分が変わることがあります
 (*1) 新築、建て替えなどに伴い合併処理浄化槽を新たに設置する場合
 (*2) 単独処理浄化槽またはくみ取り式から合併処理浄化槽に替える場合

は、建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けた

③建物の建築が、販売目的以外

④設置した合併処理浄化槽を適正に維持・管理できること

以下、扶養親族などが1人増すごとに

本人の場合は38万円、配偶者などの場合は21万3000円を加算

□扶養親族等の数

本人(請求者)

配偶者および扶養義務者

相模線複線化等促進期成同盟会では、「相模線沿線ハイキング」を実施します。

▽日時 10月16日(土)受付 9時30分～10時30分

受け付け後はゴールまで自由(荒天中止)

▽集合場所 J.R相模線宮山駅・駅前広場

▽コース 宮山駅・駅前

横9センチ

10万通)▽規格 1枚縦6センチ×

▽掲載料 広告媒体一括で25万円。

※すべての封筒へ、同一事業者による一括掲載を基本とします。

▽選考 市有料広告事業基本要綱および市有料広告掲載基準に基づき、広告内容や表現方法などを総合的に判断して決定。結果は応募者全員に通知します。

▽その他 広告デザインの作成および広告制作費は申込者が負担。

もあり

▽定員 先着600人

▽参加費 無料

広場→川とのふれあい公園↓一宮公園→田端スポーツ公園→城ノ下緑地→さむかわ中央公園(ゴールは同園内・寒川総合体育館1階ロビー)の約11キロビリ)の約11キロ。

※短距離コース(約7キロ)

庄場→川とのふれあい公園は持参。コースすべてを歩いた方には記念品を贈呈します。

申問 事前に電話またはアクセスで、代表者の住所・氏名・電話番号・参加人数を駅周辺対策課(☎235・9676)へ。

相模線沿線ハイキング ～寒川町を歩く～

お知らせ

特別障がい者手当 障がい児福祉手当

市では、次のとおり特別障がい者手当と障がい児福祉手当を支給しています(所得制限あり)(下表)。申請には、指定の診断書などが必要です。該当する方は、障がい福祉課へお問い合わせください。

▽特別障がい者手当
 □対象 常時特別な介護が必要な在宅の20歳以上の特別重度障がい者で、次(①)～(7)のうち二つ以上に該当するか、同程度以上の重度な障がいを持つ方

①両眼の視力の合計数値が0・04以下

②両耳の聴力レベルが100デシベル以上

③両上肢の機能に著しい障がいを持つ、または、両上肢すべての指を欠くか両上肢すべての指の機能に著しい障がいを持つ

④両下肢の機能に著しい障がいを持つまたは、両下肢を足関節以上で欠く

⑤体幹の機能に著しい障がいを持つ

⑥両大腿を2分の1以上失っている

⑦体幹の機能に、座つて持つ

⑧①～⑦のほか、身体の機能の障がいまたは長期の安静が必要な病状が①～⑦と同程度以上と認められる状態で、日常生活の用事を行うことが著しく困難な状態にある

⑨①～⑧と同程度以上と認められる精神の障がいを持つ(知的障がいを含む)

⑩身体の機能の傷がいか病状、または、精神の障がいかが重複する場合で、その状態が①～⑨と同程度以上と認められる

▽障がい児福祉手当
 □対象 常時の介護が必要な在宅の20歳未満の重度障がい児の方で、障がいや症状が次の①～⑩のいずれかに該当する方

①両眼の視力の合計数値が一定の額を超える場合は支給を停止します。

40円。

▽手当額 月額2万6440円。

※施設に入所、または、病院などに継続して3ヶ月以上入院している場合は資格を喪失します。また、所得が一定の額を超える場合は支給を停止します。

申問 障がい福祉課(☎235・4813、国際課(☎235・5))へ。

いる事ができない程度、または立ち上がる事ができない程度の障がいを持つ(⑥①～⑤のほか、身体の機能の障がい、または、長期間にわたる安静が必要な症状が①～⑤と同程度以上とい合わせください)。

申問 事前に電話またはアクセスで、代表者の住所・氏名・電話番号・参加人数を駅周辺対策課(☎235・9676)へ。

常生活の用事を行なうことが著しく困難な状態にある(⑦①～⑥と同程度以上と認められる精神の障がいを持つ)。

申問 事前に電話またはアクセスで、代表者の住所・氏名・電話番号・参加人数を駅周辺対策課(☎235・9676)へ。

たは立ち上がる事ができない程度の障がいを持つ(⑥①～⑤のほか、身体の機能の障がい、または、長期間にわたる安静が必要な症状が①～⑤と同程度以上とい合わせください)。

申問 事前に電話またはアクセスで、代表者の住所・氏名・電話番号・参加人数を駅周辺対策課(☎235・9676)へ。

いる事ができない程度、または立ち上がる事ができない程度の障がいを持つ(⑥①～⑤のほか、身体の機能の障がい、または、長期間にわたる安静が必要な症状が①～⑤と同程度以上とい合わせください)。

申問 事前に電話またはアクセスで、代表者の住所・氏名・電話番号・参加人数を駅周辺対策課(☎235・9676)へ。

</div